

食品衛生法に基づく違反者の公表基準

平成 16 年 3 月 31 日 制定

令和 3 年 11 月 18 日 最終改正

1 目的

この公表基準は、食品衛生法（以下「法」という。）第 69 条の規定に基づき、法に違反した者の公表について、その拠るべき基準を定め、食品衛生上の被害拡大防止や注意喚起、消費者に対する情報提供を目的とする。

2 公表の対象

処分又は書面による行政指導（以下「処分等」という。）を受けた者であつて、別表に定めるもの。

3 公表内容

次に掲げるものについて公表することを原則とする。

- (1) 処分等を受けた営業者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
- (2) 処分等の対象となった食品等
なお、違反食品等に対する回収命令や販売禁止等の場合は違反食品等の名称及びその商品が特定できる商品名
- (3) 処分等の対象となった施設の名称及び所在地
- (4) 処分等を行った理由
- (5) 処分等の内容及び措置状況

4 公表時期

処分等を行った後、速やかに公表するものとする。

5 公表方法

- (1) 別記第 1 号様式により県ホームページへの掲載により行う。
- (2) 公表期間は処分等を行った翌日から起算して 14 日を下らない期間とする。
ただし、営業の禁停止期間が 14 日間を超える場合は、当該期間を公表期間とする。
- (3) 公表は、すべて福祉保健部生活衛生課が行う。
そのため、保健所長は、公表の対象となる処分等を行った場合は、速やかにその内容について、別記第 2 号様式により福祉保健部生活衛生課長に報告する。

6 その他

- (1) 県内に流通している食品等に係る処分等を行ったもので、原因施設（製造所又は輸入者等所在地）が県外等にある場合は、事前に当該施設を所管する行政機関と十分協議のうえ公表する。
- (2) 食中毒や違反事例等について、食品衛生上の危害防止等の観点から行う報道機関への情報提供は、別途実施する。

7 適用年月日

この公表基準は、平成16年6月1日以降に処分等を受けた者について適用する。

改正後の公表基準は、令和3年11月18日以降に処分等を受けた者について適用する。

別表

処分等を受けたもので公表の対象となる営業者等

次に掲げる規定に違反した営業者で、法第 59 条（法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 60 条（法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 61 条（法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

なお、この公表基準において、書面による行政指導とは、違反が軽微なもの（当該者の故意、重大な過失等によるものか否か、当該違反による健康影響の程度、当該違反に対する社会的関心の程度等を勘案して判断する。）であって、当該違反について直ちに改善が図られたもの以外について、保健所長名により行うものをいう。

- ア 法第 6 条（不衛生な食品等の販売等の禁止）
- イ 法第 7 条第 1 項から第 3 項（新開発食品等の販売禁止）
- ウ 法第 8 条第 1 項（指定成分等含有食品による健康被害情報の届出義務）
- エ 法第 9 条第 1 項（特定の食品等の販売等の禁止）
- オ 法第 10 条（病肉等の販売等の禁止）
- カ 法第 11 条（重要工程管理措置がされていない食品等の輸入の禁止）
- キ 法第 12 条（添加物等の販売等の禁止）
- ク 法第 13 条第 2 項（規格又は基準に合わない製造等の販売等の禁止）
- ケ 法第 13 条第 3 項（一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止）
- コ 法第 16 条（有毒有害な器具等の販売等の禁止）
- サ 法第 17 条第 1 項（特定の器具等の販売等の禁止）
- シ 法第 18 条第 2 項（規格又は基準に合わない器具等の販売等の禁止）
- ス 法第 18 条第 3 項（一定量を超える物質を含有等する原材料の器具等への使用禁止）
- セ 法第 19 条第 2 項（基準に合う表示がない器具等の販売等の禁止）
- ソ 法第 20 条（虚偽表示等の禁止）
- タ 法第 25 条第 1 項（検査合格表示がない食品等の販売等の禁止）
- チ 法第 26 条第 4 項（検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止）
- ツ 法第 48 条第 1 項（食品衛生管理者の設置義務）
- テ 法第 50 条第 2 項（有毒有害物質の混入防止措置基準の遵守義務）
- ト 法第 51 条第 2 項（管理運営基準の遵守義務）
- ナ 法第 52 条第 2 項（器具等の衛生管理基準の遵守義務）

- ニ 法第 53 条第 1 項（器具等の販売における説明義務）
- ヌ 法第 54 条（営業施設の基準の違反）
- ネ 法第 55 条第 2 項第 1 号又は第 3 号（営業許可の欠格事由への該当）
- ノ 法第 55 条第 3 項（営業許可条件の違反）

第 1 号様式

1 施設等に対する行政処分等の場合

| 公表 年月日 | 施設名 | 施設 所在地 | 営業者 氏名 | 業種 | 適用 条項 | 行政処分等 を行った理由 | 行政処分等の内容 及び措置状況 | 備考 |
|-----------|-----|-----------|-----------|----|----------|-----------------|--------------------|----|
|-----------|-----|-----------|-----------|----|----------|-----------------|--------------------|----|

2 違反食品等に対する行政処分等の場合

| 公表 年月日 | 違反食品 | | | 適用 条項 | 違反 内容 | 違反食品 製造者等 氏名※1 | 違反食品 製造所等 所在地※2 | 行政処分等 の内容及び 措置状況 | 備考 |
|-----------|------|-------------|----------|----------|----------|----------------------|-----------------------|------------------------|----|
| | 商品名 | ロットNo. 等 | 原産国 等 | | | | | | |

※1 輸入品にあつては、輸入業者の氏名

※2 輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地

第2号様式

保（ ）第 号
年 月 日

生活衛生課長 様

保健所長

食品衛生法違反に係る処分等の実施について

下記のとおり処分等を行ったので報告します。

記

- 1 処分等を受けた営業者の氏名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
- 2 処分等の対象となった食品等
なお、違反食品等に対する回収命令や販売禁止等の場合は違反食品等の名称及びその商品が特定できる商品名
- 3 処分等の対象となった施設の名称及び所在地
- 4 処分等を行った理由
- 5 処分等の内容及び措置状況

添付書類

処分にあつては命令書の写し、行政指導にあつては書面の写し
収去検査により違反が確認されたものにあつては、検査結果の写し